

『(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例』へのご意見募集

今回は私が座長を務め制定に向けて動いている「(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例」という議員提案条例についてお知らせします。

子どもに関する施策については、これまでも様々な取組がありましたが、急速な少子化の進展に歯止めがかかっていません。また児童虐待の相談対応件数や不登校の児童生徒が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけました。こうした現状を打破するため、国においては、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据え、強力に進めることを目標に、令和5年4月に、子ども家庭庁を設置するとともに、子ども基本法が施行されました。

これを受け、自民党横浜市会議員団は、子ども基本法の精神にのっとり、子どもや子育て世代に選ばれる、子どもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、「(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例」制定を目指しています。この議員提案条例では、子ども・子育てに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤となる条例を制定することで、子ども・子育てに関する基本理念や施策の基本となる事項を明らかにし、子ども・子育てに関する施策を横浜市全体で総合的かつ強力に実施することを目指しています。

については「(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例」に対する皆様からのご意見を募集します。

今回の条例の大きなポイントは5つ

- ①子どもの年齢・発達の程度に応じた意見を横浜市の施策反映に努めることを規定
- ②子どもは社会を構成する一員であることを規定し、子どもは次代の社会を担う人材であり、今ある社会の課題に対しても、年齢及び発達の程度に応じて自分事としてとらえてもらうようにする
- ③子ども基本法では努力義務となっている市町村の子ども計画を、本条例により策定を義務化
- ④横浜市は、子供に配慮した施策の反映状況などを毎年議会に報告し、インターネットなどでも公表することを義務化
- ⑤子供の意見を施策に反映させるために必要な体制の整備

条例の素案につきましては裏面をご覧ください→→→

ご意見募集要項

募集案件名

(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例(素案)について

募集期間

2024年3月12日(火)～2024年4月14日(日)まで

募集方法



スマートフォン・パソコンの場合は

右記QRコードまたは下記URLから意見提出フォームにアクセスしていただき、各項目を入力の上、回答フォームの「送信」ボタンをクリックしてご提出ください。

URL ▶ <https://forms.gle/de2rZ8WEcyLPCWpR8>



意見提出フォーム



お手紙の場合は→

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所内
自民党控室 長谷川たくま 行



FAXの場合は→ **045-941-9562**



メールの場合は→ hasegawatakumapoliticaloffice@gmail.com



電話の場合は→ **090-7701-8118**

※仕事途中で応答できない場合があります。

どうぞご意見をお寄せください。

都筑区は横浜市内で平均年齢が最も若く、現在都市開発が進行中の元気な区です。価値観や生活様式が多様化するなか、「都筑区に住んで良かった」と思える地域を作り上げるため、しっかりと皆さんの声を市政に届けてまいります。

横浜市会議員 長谷川たくま

長谷川
たくま

www.hasegawatakuma.yokohama



「力強く たくましく」
自民党 横浜市会議員

- 昭和54年生まれ
横浜市都筑区東方町在住
- 都田幼稚園 ●都田小学校
- 明治大学附属中野八王子中学高等学校
- 米・ネバダ州立大学 / 政治・国際関係学部
同大学院 政治学部比較政治学科 卒業
- 2015年4月横浜市選挙 都筑区より初当選
- 2023年4月横浜市議員に3期目当選

(仮称)横浜市子ども・子育て基本条例 素案

(前文)

子どもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きる子どもたちである。

しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、子どもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、子どもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。

また、子どもにとっての最善の利益が考慮され、全ての子どもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとした子どもを取り巻くおとなの責務である。

そして、そのような環境の下、子どもが、自立心を養い、自ら研鑽(けんさん)に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら成長することが、子どもが公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。

ここに、子ども基本法の精神にのっとり、子ども及び子育て世代に選ばれる、子どもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育てについて、基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)の責務並びに市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育てに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって子ども及び子育て世代に選ばれる、子どもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うものをいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、通学し、又は交流するものをいう。

(基本理念)

第3条 全てのおとなは、子ども基本法(令和4年法律第77号)の精神にのっとり、子どもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力して子どもを育む社会の形成に取り組むものとする。

(子どもの意見の尊重等)

第4条 全ての子どもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 市は、子ども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、子どもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、子どもが社会を構成する一員としてその年齢及び発達に程度に応じて学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、子ども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、子どもの視点を重視するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第6条 市民及び事業者は、子どもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達に程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども・子育てに関する施策に協力し、子どもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達に程度に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の整備に努めるとともに、子どもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(子ども計画等の策定)

第8条 市は、子ども計画(子ども基本法第10条第2項の市町村子ども計画をいう。)及び子ども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。

(子育て支援)

第9条 保護者が安全で安心な環境の中で子どもを育てることができるよう、市は、子ども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、子どものある家庭に対する支援を始めとした様々な子ども・子育てに関する施策を、妊娠の段階から切れ目なく総合的に進めるものとする。

- 2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。

(子どもの養育)

第10条 子どもの養育は家庭を基本として行われるとの認識の下、父母その他の保護者は、子どもを育むための第一義的責任を有する者として、子どもが、その年齢及び発達に程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、健全な養育に努めるものとする。

- 2 市は、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、子どもに対し、その年齢及び発達に程度に応じて、自らが社会を構成する一員であること等について広報及び啓発に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの最善の利益が考慮されること等について市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、子ども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、子どもがその年齢及び発達に程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告等)

第14条 市長は、毎年、子ども・子育てに関する施策への子どもの意見の反映の状況等について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主権者教育)

第15条 市は、子どもの年齢及び発達に程度に応じて、市政及び二元代表制における市会の役割等に対する子どもの理解と関心を深める主権者教育を推進するものとする。

長谷川たくまはこう思う

横浜市議員(都筑区選出)

この条例が制定されることで、おとなが子どもに対し「どのように向き合うのか」を考えるきっかけとなります。より良い社会構築のため、共に考えてまいりましょう。

